

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	医務課	整理番号	4-6-11
処分の種類	病院等の管理者の変更命令				
根拠法令等・条項	医療法第28条				
処分の概要	病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認める時は、開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。				
処分基準	<p>①犯罪若しくは医事に関する不正行為をした場合 この場合の「医事に関する不正行為」とは、相当に広い概念であり、例えば、犯罪にならないまでも、医療法、同法施行令、同法施行規則の規定に違反した場合、診療上の秘密を他に漏らす、明らかに暴利と認められるような診療費を請求する等医師の品位を汚すような行為を行った場合等が考えられるが、具体的な適用にあたっては、社会通念に従って個々に判断する。</p> <p>②管理者が管理者として不相当と認めるとき。</p>				
基準の制定根拠	病院・医院 経営管理質疑応答集				